

総務文教委員会記録

[第2日目]

1 日 時

令和5年3月17日（金曜日）

開 会	午前10時00分
休 憩	午前10時20分
再 開	午前10時24分
休 憩	午前10時28分
再 開	午前10時34分
休 憩	午前10時39分
再 開	午後 1時27分
休 憩	午後 2時38分
再 開	午後 3時20分
休 憩	午後 3時24分
再 開	午後 3時32分
休 憩	午後 4時14分
再 開	午後 5時22分
休 憩	午後 5時50分
再 開	午後 6時36分
閉 会	午後 6時49分

2 場 所

第 1 委 員 会 室

3 出席委員 10人

委員長 松井邦人

副委員長 田辺裕三

委員 金岡貴裕

// 松尾茂

// 尾上一彦

// 村石篤

// 鋪田博紀

// 高田重信

// 赤星ゆかり

// 柞山数男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡辺 康裕
事務局次長	笠間 信行
参事（庶務課長）	大野 満
議事調査課長	坂口 輝之
庶務課長代理	恒川 貴志

【監査委員事務局】

事務局長	高畠 利明
参事（事務局次長）	石金 俊介

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	岸 重臣
事務局次長	桜井 光王

【企画管理部】

部長	前田 一士
法務指導監	福島 武司
部次長	清水 裕樹
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	関谷 雄一
ガラス美術館長	土田 ルリ子
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	野嶽 誠司
参事（公文書館担当）	澤 昌芳
企画調整課長	高橋 洋
行政経営課長	岸 聡之
文書法務課長	本多 寛明
職員課長	竹内 孝
秘書課長	植野 聡希
広報課長	栗山 朋子
情報システム課長	佐伯 誠司
文化国際課長	豊島 栄治
スマートシティ推進課長	越村 真
ガラス美術館次長	水原 秀樹
職員研修所長	中川 美智留
公文書館長	木下 満
婦中心れあい館長	有岡 昌徳
富山外国語専門学校事務長	横越 純
富山ガラス造形研究所事務長	佐伯 緑子
企画調整課主幹（調整担当）	山口 敬

【防災危機管理部】

部長	中村 敏之
部次長	荒井 敦志
参事（生活交通安全課長）	小善 誠
防災危機管理課長	青山 哲也
防災危機管理課主幹（調整担当）	開田 直人

【教育委員会】

事務局長	砂田 友和
理事（図書館長）	梅沢 宗仁
事務局次長（総務・社会教育担当）	古西 達也
事務局次長（学校教育担当）	竹脇 孝志
科学博物館長	水高 清志
民俗民芸村管理センター村長	若木 佳之
参事（大沢野生涯学習センター所長）	中村 忠成
教育総務課長	本郷 由佳
学校再編推進課長	山口 雅之
学校施設課長	高瀬 雅基
学校教育課長	川端 紀代美
学校保健課長	宮前 仁
生涯学習課長	高橋 祐子
大沢野教育行政センター所長	片山 尚之
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	島崎 幸仁
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	山田 学
婦中教育行政センター所長	加藤 孝一
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
教育センター所長	河原 弘幸
郷土博物館長	坂森 幹浩
市民学習センター次長	寺島 優子
教育総務課主幹（調整担当）	大島 聡

【財務部】

部長	牧田 栄一
部次長（税務担当）	片山 建
税務事務所長	久郷 元幸
参事（資産活用担当）	若松 潤
参事（納税課長）	追分 禎一郎
参事（債権管理対策課長）	加藤 康博
参事（用地課長）	守山 裕一
財政課長	中山 武史
管財課長	高波 宏明
契約課長	開発 則幸
工事検査課長	坂井 義隆
市民税課長	高場 英人
資産税課長	小川 徹雄
税務事務所税務課長	瀬川 智行
財政課主幹（調整担当）	温井 信之

【出納課】

会計管理者	酒井 秀祐
参事（出納課長）	井上 剛秀

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課主査	土方 智樹
議事調査課主任	河原 絢加
議事調査課主任	竹之内 慧

7 会議の概要

委員長 総務文教委員会を開きます。
これより、議会事務局所管分に入ります。
まず、
議会決議取消等請求事件への対応について、
政務活動費の住民訴訟に係る控訴審判決確定
に伴う会派からの返還について、
以上2件を一括して、当局から報告を求めま
す。

庶務課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありま
せんか。

村石委員 議会決議取消等請求事件への対応について伺
います。
まず初めに、委員会資料1ページ(2)訴え
の概要④のアで、富山市議会の決議について
取消しを求めるということですが、各議会で
このような決議や意見書を採用しているの
ですけれども、これまでこのような決議の取
消しを求める裁判はあったのでしょうか。

庶務課長 議決の取消しを求める裁判が過去にあったと

は聞いております。ただ、どのような事件かは、資料等がございませんので詳しくは申し上げられないのですけれども、議会の議決を対象とした裁判は現にございました。

村石委員 過去にあったようだということですが、先ほどの説明では、今年3月13日の第1回口頭弁論では棄却を求めるとおっしゃいましたが、棄却を求める要旨や趣旨が分かれば教えていただけますか。どのような意味で棄却を求めることになったのでしょうか。

庶務課長 これは現在争訟中の事件となりますので、被告として、その具体的な内容やどのようなことを求めているのかについては、裁判の中で明らかにし、主張していくこととなります。このような公開の場で申し上げることは適当ではないと考えておりますので、この場で御説明することは控えさせていただきたいと思っております。

村石委員 概要についても全く何も説明はできないということでしょうか。

庶務課長 本件につきましては、議会の決議の取消しを対象に訴訟が起こされているものでございま

す。議会が当事者という意味合いもあると思いますので、事案の中身を見ながら、例えば各派代表者会議といった場で一場合によっては非公開ということもあり得ると思うのですが一別途御説明はさせていただきたいと考えております。

村石委員 全会一致で可決した決議について訴えられているので、総務文教委員会でなくてもいいのですけれども、弁護人がどのような反応をしているのか、裁判でどう言っているのかなどはしっかりと伝えるということが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

庶務課長 議会が当事者となる裁判につきましては、地方自治法の中で、議会の処分に係る訴訟については議長が被告の代表者となると定められております。

ですから、一義的にはこれは議長が判断をして対応していくものと考えております。

しかし、先ほども申し上げましたが、本件については議会もその当事者ということになってまいりますので、必要に応じて議長の指示を伺いながら、各派代表者会議などにおいて報告はさせていただきたいと考えております。

赤星委員 委員会資料２ページの政務活動費の住民訴訟に係る控訴審判決確定に伴う会派からの返還について伺います。

今回の確定した判決の肝は、消滅時効が、ずっと主張されてきた地方自治法の５年ではなく、旧民法の１０年であったことだと思います。

この間民法の改正があったのですけれども、その消滅時効１０年が適用されるのはいつの分までになるのでしょうか。

庶務課長 今現在において、何年度までの政務活動費が対象になるのかということではありますが、今は令和４年度なので、平成２５年の４月末に収支報告書が出されたものが対象になってくると思います。平成２４年度の政務活動費の支出については、仮に消滅時効が１０年であるとすれば、消滅時効はまだ成立していないという考えになると思います。

赤星委員 消滅時効は１０年ということですから、当面は資料の保存の年限についても延びるということによろしいでしょうか。

庶務課長 委員がおっしゃったように、まず消滅時効につきましては、今回の控訴審の中で民法が適

用されるということで、消滅時効の期間が10年という判決が出たものでございます。

ただし、過去の富山市の事例ではなく、他の自治体における事例ですけれども、政務活動費の返還を求める裁判で、地方自治法の消滅時効が適用されて、5年という判決もあるわけでございます。

現在、いわゆる下級審と呼ばれる裁判所においては意見が分かれている状況かと認識しておりますし、現時点ではまだ最高裁の判例はない状況でございますので、消滅時効が10年になったとは言えないと考えております。

また、その上で、文書の保存年限というものは単に消滅時効だけを捉えて定めているものではないと聞いております。これは我々が決めることではないのですけれども、基本的には富山市文書取扱規程の中で標準的な基準が定められていて、それに基づいて所属長がそれぞれ保存年限を決めていくという流れになっております。

この政務活動費については、条例の中で文書の保存年限が5年と定められておりますので、現時点の保存年限は5年であると考えております。その上で、今後必要があれば、その都度、保存年限を延長するなどの対応は別途していきたいと考えております。

赤星委員 今回の判決を受けて、やはり政務活動費の書類については、5年ではなく、最低でも10年は保存しなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

庶務課長 先ほど赤星委員から民法が改正されているというお話もあったと思うのですが、現在の民法では、消滅時効につきまして、その権利を行使することができることを知ったときから5年、または権利を行使することができるから10年の、いずれか短い、早く到来するほうとなっておりますので、そういったことも勘案しながら、保存年限についてはまた検討していきたいと考えております。

赤星委員 供託金の利息について伺いたいのですけれども、元金が約141万円のところ、利息は合わせまして62万982円となっております。これは、令和4年3月2日に一審判決を受けて、その後、市長が控訴しましたから、結果が出るまで約1年延びたのです。その間も利息は増え続けていたのでしょうか。

庶務課長 利息については、自由民主党が供託をされた時点までが対象になると。供託をされた時点で、それは弁済をしているという考えになり

ますので、そこからは利息は発生しないこと
になります。

赤星委員

分かりました。

それでは、この住民訴訟に限ってですけれど
も、弁護士費用や、そのほかにもかかった裁
判費用があればお答えください。

庶務課長

この事件に関してということでございますの
で、まず第一審の着手金については52万9、
200円となっております。控訴審の着手金
につきましては32万3、400円で、合わ
せて85万2、600円となっております。
それに加えて、正式な金額がまだ出ていない
のですけれども、市として勝訴した部分もご
ざいますので、その部分の成功報酬というも
のが今後発生する見込みとなっております。
これについてはまだ訴訟代理人から請求を受
けておりませんので、はっきりした額につい
ては現時点では分かりません。

委員長

ほかにないようですので、この程度にとどめ
ます。

次に、議会事務局所管分で、ただいまの報告
以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 今のことも関連するのですけれども、7年前に発覚しましたいわゆる政務活動費の一連の不正事件で、これまでに返還された政務活動費の件数と金額—元金及び利息—について教えてください。

庶務課長 件数ですが、本日は資料を用意しておりませんので、後日委員長へ報告の上、お伝えさせていただきたいと思います。

金額につきましては、自由民主党、公明党、民政クラブ、社会民主党議員会、日本共産党の5会派がございしますが、それぞれからお返しいただいたもの、また損害賠償金という形で返還されたものもございます。そのようなものを全て足し合わせますと、元金としては7,076万4,552円となっております。それに対しての利息でございしますが、利息の中には延滞金もございます。そのようなものも含めまして、全て合わせますと1,050万1,299円となっております。

これを合計しますと、8,126万5,851円となっております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会議会事務局所管分を

終了いたします。

午前 10 時 20 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 24 分 再開

委員長 総務文教委員会監査委員事務局所管分に入ります。

本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

赤星委員 先ほど議会事務局から報告があったのですけれども、政務活動費の住民訴訟に係る控訴審判決が確定しました。この住民訴訟は、住民監査請求の結果を受けての不服申立てでした。その判決では、消滅時効について、地方自治法の5年ではなく、旧民法の10年であるということが確定したのですけれども、これによって住民監査請求をできる期限は変わってくるのでしょうか。

監査委員事務局次長 御存じのとおり、住民監査請求の期限はもともと1年ではありますが、それがいわゆる財産の管理を怠る事実という観点から、今ほど言われた5年という数字が出てきたと監査委員

事務局では理解しております。消滅時効が10年であっても、5年であっても、その怠る事実かどうかの判断が変わるわけではないので、消滅時効が10年になったから住民監査請求の期限が延びたり、5年になったから住民監査請求の期限が短くなったりするわけではありません。いわゆる怠る事実があるのかどうかで監査請求ができるのかどうかを判断されると考えております。

赤星委員

ちょっと難しく理解が合っているのかどうか分からないのですけれども、先ほど議会事務局からは、消滅時効が10年だとすると、政務活動費については平成24年度分まで対象になるのではないかというお話がありました。

そうしますと、平成24年度分までに市のほうに怠る事実があったと住民が思ったときは、住民監査請求ができるのでしょうか。

監査委員事務局次長

住民監査請求ができるのかできないのかは、怠る事実があるのかないのかによると今申し上げましたが、財産の請求権が残っているようであれば、当然住民監査請求はできますし、残っていないということであればできないという判断になります。

赤星委員           では、平成24年度分であっても、財産の請求権が残っていればできるということで合っていますか。

監査委員事務局次長   住民監査請求を受理するのかどうかは、最終的には監査委員が判断することになります。そこで、監査委員が司法の判断をどのように捉えるのかで、受理するのかが決まってくると思います。受理するのかどうかは、監査委員事務局が判断することではございませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会監査委員事務局所管分を終了いたします。

午前10時28分 休憩

~~~~~

午前10時34分 再開

委員長 総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分に入ります。
本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前 10 時 39 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 27 分    再開

委員長            総務文教委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。  
議案第 21 号 富山市個人情報保護に関する法律施行条例制定の件、  
議案第 22 号 富山市個人情報保護審査会条例制定の件、  
議案第 23 号 富山市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第 24 号 富山市名誉市民利根川進博士顕彰基金条例を廃止する条例制定の件、  
以上 4 件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

文書法務課長    〔議案第 21 号について、

議案第22号について、  
議案第23号について、  
議案概要書により説明]

文化国際課長 [議案第24号について、  
議案概要書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑  
を終結いたします。  
これより、議案第21号から議案第24号ま  
で、以上4件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第21号から議案第24号ま  
で、以上4件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、  
令和5年4月行政組織の一部改正について、  
富山市の市町村合併検証について、  
以上2件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

行政経営課長 〔令和5年4月行政組織の一部改正について、  
議案説明資料により説明〕

企画調整課長 〔富山市の市町村合併検証について、  
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

赤星委員 議案説明資料で御説明のあった行政組織の一部改正について伺いたいのですけれども、各行政サービスセンターの3課6係を、課を廃止して4係にするということですが、それぞれの行政サービスセンターで働く職員の数に

変更はありますでしょうか。

職員課長

まず、3課6係から4係制にすることで、課長のポストがなくなり、係長のポストも2つなくなります。

今、人事異動の調整の最中ございまして、最終的な人数をこの場で申し上げることはできませんけれども、税務事務所が廃止になり、本庁の税3課に所掌事務が移管されることも含めまして、人数はある程度、部分的に見れば減になるということでございます。

赤星委員

私がちょっと心配なのは、合併後、その元役場が支所になり、何年後かに支所としての位置づけも廃止になり、今回また縮小する感じがするのです。

旧町村が中心部の活性化と逆行しているようで、また寂しくなるのではないかと心配しているのですけれども、その辺の影響についてはお考えは何かあるのでしょうか。

企画管理部長

今回、1つには、大沢野地域と大山地域の複合施設化によりまして、建物がコンパクトになるということもあるわけでございます。

ただ、コンパクトにはなるというものの、先ほど説明したように、窓口サービスは通常ど

おりで、これまでと何ら変わらないように維持していくということでもあります。例えば、あるところに熊が出たら、本庁で言えば森林政策課や生活安全交通課が担当するのですが、行政サービスセンターでは市民生活課が担当でありました。その市民生活課が別の行事に出て誰もいないといったときには、総務課や地域福祉課からの応援は現実問題としてなかなかできなかったのです。しかし、今後は係は残しますけれども課がなくなるので、いざ危機管理事象が発生したときなどは、所長の権限で係員の出勤などを柔軟に命じることができるということもございます。先ほども言いましたように、窓口サービスそのものはこれまでどおり何ら変わらないわけで、これはあくまで内部的な組織の見直しでありますので、我々としてはより効果的・効率的な行政執行につながるものと考えているところであります。

赤星委員

文化関係の猪谷関所館、大山歴史民俗資料館など全部が、教育委員会の生涯学習課へ移管されることによって、例えばその近辺の住民の皆さんが、管理に対する要望がある場合には、生涯学習課まで出向かなければならないということでしょうか。

行政経営課長 教育行政センターにつきましては、今おっしゃったようなその地域にあります施設の維持管理の一部を担っていました。

本庁へ集約するわけではありますけれども、相談の受付の取次ぎなどについては、当然、教育行政センターにおいて対応する予定としております。

赤星委員 今回の再編によって、旧町村の住民の皆さんが市のサービスを受けるに当たって、後退するようなことは特にないということでしょうか。

企画管理部長 住民サービスを後退させるために組織改正を行うことはあり得ません。

効率的な行政の推進と市民サービスの維持・向上を図ることを目指すための行政組織改正であります。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

鋪田委員 ガラス美術館についてお伺いします。

令和4年度については、コーニングやフィン

ランドといった、海外に関連したネットワークを使って企画展を開いていただきまして、リピーターの方も結構いらっしゃったように思います。新年度にまた新しい企画展がありますが、年間を通じて、例えばこういうコンセプトでこの1年間進めていこうといったことは今回検討されたのでしょうか。

ガラス美術館長 今年につきましては、現在のアナザーワールド展、日本近現代ガラスの源流、宮永愛子展、ベネチアと日本展、大平 洋一さんの回顧展へと続きます。

例えば日本近現代ガラス展に関しましては、ガラス美術館が2025年に開館10周年を迎えるに当たって、その1つのシリーズとして、今回は1870年代ぐらいから1970年代ぐらいまでの明治から昭和にかけての展覧会で、10周年となります2025年は、その後の1970年代以降の日本の現代ガラスアートと展開していきます。そういったシリーズ化のまず第一歩でございます。

宮永愛子展につきましては、どちらかということ、日本のガラス作家というよりも、現代アートの作家がどのようにガラスを扱うのかというテーマになっております。

大平 洋一さんの回顧録につきましては、昨

年お亡くなりになりましたして一周忌になるということで、御家族の方からもお声がけいただきました。日本のガラス作家ではあるのですけれども、ベネチアで30年以上御活躍だった方で、ギャラリーはニューヨークにございます。

このように、もちろん日本に関する作家の方々の展覧会ではあるのですけれども、今年に関しましては、いろいろな意味でのかけ橋になるような展覧会となっております。

最初の日本近現代ガラス展に関しましては、産業分野のガラスから、ガラスがアートになっていく姿を見ていただくかけ橋、2番目の宮永愛子展については、コンテンポラリーアートとコンテンポラリーグラスアートのかけ橋です。

大平 洋一さんの回顧録につきましては、海外と日本とのかけ橋という形で、1つのネットワーク、交流というものが今年のテーマになっているとお考えいただければと思います。

鋪田委員

そうしたキーワードがかけ橋、ネットワークということだと思うので、その辺もまた、ぜひ市民の方にうまく伝えることができればいいなと思います。

芸術や文化というものは、触れる機会がたま

たまなかつたという方もいらっしゃるれば、関心が別の方向にある方もいらっしゃると思うのですが、税金を使って運営していく施設になりますので、関心のない方も含めてステークホルダーということになります。

そのような方に発信していくために、最近、文化芸術施設ではアウトリーチということをよくやっています。ガラスに関してということであれば、ガラス美術館だけではなく、富山ガラス造形研究所なども含まれてくると思うのですが、ガラス美術館としてアウトリーチに取り組んでいらっしゃるものが何かあれば、お答えいただけますでしょうか。

ガラス美術館長 ガラス美術館では、今、広報活動の見直しを課題にしております。

といいますのも、現在までの展覧会は、大体、地域の名立たる新聞社やテレビ局に御後援いただいているのですけれども、そのような形ですと、逆にどこでも取り上げていただけないような危険性もございます。

まだ検討中ですが、我々としては、今後は年間を通して、この展覧会はこちらにお願いしよう、この展覧会はこちらにお願いしようかというような検討を進めていこうと考

えています。

鋪田委員

企画管理部長にお聞きしたいのですけれども、今、ガラス美術館のアウトリーチについてお尋ねしました。

これまでも私は、オーバード・ホール等に関してのアウトリーチについていろいろと御提言申し上げてきました。オーバード・ホールを開館するとき、文化庁の委員をされていた衛 紀生さんも一以前は可児市文化創造センターの館長兼劇場総監督をされていましたが一オーバード・ホールの行く末に非常に関心を示しておられました。御自身もオーバード・ホールに限らず、日本国内の文化施設について、今後のありようや、納税者を含めたステークホルダーにとってよりよいものであるべきだということを、著書にも著しておられます。

アウトリーチに関して、こちらから出かけていくということだけではなく、教育現場で文化的なアウトリーチを行ったときに、むしろ教育委員会や学校サイドから、このカリキュラムには桐朋学園がどうしても必要だ、などというところまで踏み込んで進めていく必要があると。それは1つの理想形ではありますが、そのようなアウトリーチをしっかり行っ

て、市民の方やステークホルダーの方に理解していただくことが、今後このような芸術文化行政をさらに発展させていくための大きなキーワードになってくると思います。

また、富山市へ移住されてくる方も、例えば今までは単身で来ていたけれども、芸術文化やスポーツも含め、家族の方が地方都市だけれども富山市だったらこんなことが体験できるということも、重要なポイントになってくると思います。

今後、アウトリーチなどを含め、ステークホルダーの方に芸術文化をどのように理解していただいているのか、その辺についてお考えが何かあればお答えいただけませんか。

企画管理部長 ガラス美術館に関して申し上げますと、先ほどお話にも出ました教育現場との関係で、毎年連携中枢都市圏一周辺市町村の小学4年生をガラス美術館に招待し、学芸員が展示内容などの解説を行う授業を、四、五年前から少しずつ進めてきているところでございます。それからまた、富山市ガラス工芸センターの第2工房では、市内の多くの小学6年生が、卒業制作としてガラス作品を制作し、卒業に間に合うように富山市ガラス工芸センターのスタッフがお送りしており、小学生など低年

齡のときから、富山市が進めるガラスの街の取組に触れていただくような機会の醸成にも努めてきたところであります。

一方で、ガラスに一特に美術品としてあまりなじみがない方もいらっしゃるので、まずはガラス美術館に足を運んでいただくための取組として、例えばジブリの大博覧会やとんねるずの木梨憲武展など、市民の皆さんも比較的よく知っていらっしゃるような方々の作品展・展覧会などもガラス美術館で実施してきました。それをきっかけに、こうしたガラスの展示作品もあるということを知っていただき、開かれた美術館づくりに取り組んできているわけであります。

いずれにいたしましても、この30年間取り組んできたガラスの街づくりの中核機能が、ガラス美術館や富山ガラス造形研究所、富山ガラス工房とそろってきました。そしてまた新年度には、中ホールができるということで、文化環境が非常に整って、地方都市としても一定程度高いレベルに達したということも多く、市民の皆様にご覧いただく意味でも、組織を挙げて、ガラス美術館、富山ガラス造形研究所、富山ガラス工房の連携を密にすることはもとより、オーバード・ホール、中ホールとのコラボなど、様々なアイデアを職員

の中からも積極的に出していただきながら、市民の方々に富山市の魅力をしっかり発信していくことによって、シビックプライドの醸成にも今後一層努めていきたいと考えております。

鋪田委員 ぜひ今後とも継続して取り組んでいただきたいと思います。

村石委員 今回の関連で、アナザーワールド展について、もう1つの世界や不思議でリアルな世界、7名の作家によるグラスアートが展示されているのですけれども、この展示が第三者からどのように評価されているのかお聞かせください。

ガラス美術館長 現在開催中のアナザーワールド展は、今年3月4日にオープンを迎えたばかりですので、外側からどのような評価を受けているのかは、まだはかりにくいところではありますけれども、オープンとともに、北日本新聞社や富山新聞社に大きく取り上げていただく機会もありましたので一今年度に関してはあまりなかったことですが一非常に御興味を持っていただいているとは考えております。  
アナザーワールド展というタイトルが少し心

に響くものだと思いますし、ガラスの既成概念を覆すような造形作家を取り上げた展覧会です。

ガラスの素材としての可能性を広く知っていただければと考えております。

村石委員

今年3月6日に富山市ガラス美術館展覧会カタログを頂きまして、中身を見ましたら、ガラス美術館長が言われたように、本当にこれがガラスなのかと感じましたし、見ていてもすごく感動する内容なのです。先ほど新聞社2社の報道があったということでしたが、もっとマスコミを使って宣伝したほうがいいと思います。そのようなことは考えておられますか。難しいですか。

ガラス美術館長

もちろんたくさん広報していきたいとは思っているのですが、広報も予算ありきですので、期間中にこちらから何か特別な広告を打つなどという計画は、今のところはございません。

ただ、ワークショップなどを開催しまして、また別の角度からガラス美術館に足を運んでいただくようには考えております。

村石委員

宣伝をすれば、本当にもっと多くの人が見に

来ると思います。

あと1点、先ほど企画管理部長がおっしゃった、富山市ガラス美術館・富山市立図書館本館 学校招待プログラムについて少しお聞きします。

令和5年度もこの学校招待プログラムを開催するのでしょうか。

ガラス美術館次長 令和5年度も、今年度と同様の形で、先ほど企画管理部長が申しましたように、連携中枢都市圏の小学校を含めて実施する予定としております。

村石委員 令和4年度は、対象となる77校は全て参加されたのでしょうか。

ガラス美術館次長 令和4年度の実績でございますが、富山市の65校の市立小学校のうち、2校が新型コロナウイルス感染症の関係で参加できないということで、63校の参加でございました。連携中枢都市圏の市町村につきましては12校で、合計75校でございました。

村石委員 この本の中の記事には、ガラス作品を見た子どもたちは非常に感銘を受け、またガラス美術館を訪れたいとか、その後も家族と一緒に

訪れたなど、非常に感動もしており、ガラス美術館を利用する回数も増えています。

こういった声があるので、例えば富山広域連携中枢都市圏以外の市に対して、このようなプログラムがあるのでどうぞ来てくださいたいということにはならないのでしょうか。

企画管理部長 そのようなお考えも当然あるかと思えますけれども、やはりこれは連携協定を結んで行っている取組であります。連携協定を結んでいない自治体の小学生も自由に見てくださいたいということになると、この連携協定を結んでいる都市との関係も考慮しなければならないと思いますので、そこは慎重に考えるべきではないかと考えております。

学校行事として遠足や修学旅行という形で来ていただくことについては、もちろん大いに歓迎をしているところであります。

ただ、そういった連携協定を結んだ都市と同じような形でサービスを行うということについては、公平性や妥当性といった点から、慎重に考えるべきだと考えております。

尾上委員 いよいよ大沢野地域と大山地域の複合施設が今年4月から供用開始になります。ここに来るまでにいろいろと無理難題を要望しました

が、真摯に応えていただきまして本当にありがとうございました。

まだ中を見ておらず、どのようなものになっているのか私も楽しみなので、今年3月31日のオープニングセレモニーで中を十分見させていたいただきたいと思っております。平面図は見ておりますので、大体の形は分かっているのですが、非常に楽しみであります。

この複合施設を造る前段に、平成30年に大沢野・大山地域まちづくりと公共施設の「これから」を考えるワークショップが開催され、それ以降、令和元年に八尾・細入地域、令和2年に婦中・山田地域で開催されています。それ以降、ワークショップは開催されておりましたが、これは考えるべきことがないのか、どうして開催していないのかお聞かせください。

企画管理部長 開催しないということは考えておりません。まず旧町村エリアで毎年順番に開催してきまして、次は旧富山市地域で開催する予定です。一方で、今年度から学校再編統合についてのワークショップなども各地域で本格的に開催されて、自治振興会の皆さんや保護者の皆さんとの協議も始まったところでもあります。公共施設マネジメントの観点から学校再編統合

を進めているということではございませんけれども、適正規模・適正配置という考え方の中で今後議論が進むことによって、結果的に学校のファシリティマネジメントということにも進んでいくことがあろうかと思えます。これもあれも同時にというよりも、市としては、教育委員会が中心となって進めている状況をまず見極めた上で、その他の施設などのファシリティマネジメントはどうしていくのか、その地域に必要な公共施設をどうしていくのかということについて、市民との対話を、どこかのタイミングでまた再開していきたいと考えております。

尾上委員

公共施設の統廃合など、いろいろと進めていかなければならないことはまだまだあると思えますので、これからも進めていただければと思います。

このワークショップは我々市民の意見を述べる機会もありましたし、行政の考えることも教えていただけて非常によかったと思うのですが、私の感覚として、ワークショップで市民が得た感覚と、実際の建物が、非常に乖離しているようなイメージがあるのです。完成するまでの間に、こうしてほしい、ああしてほしいといういろいろな要望が途中から

出てくるような気がするのです。

今後ワークショップを開催するに当たって、当たり前前の話ですけれども、無限に要望を反映させることができるわけではないので、ある程度の制約を示した上で、できること、できないことを示さないと、これから何か複合施設を造るときに、このようなこともあるのではないかと懸念しているのです。その辺りをどのように考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

企画管理部長

尾上委員がおっしゃるほど、乖離などということとは私は考えておりません。

例えば部屋の面積をどうするのかや、部屋が幾つ必要かなど、細かいことまでワークショップの中で話すべきではないのです。この地域にどのような機能の施設が必要か、あるいは場所的にどこが適正なのかなど、市民の皆さんやそこにお住まいの方々、施設をお使いの方々、あるいは施設を使っていない方も含めて、あるべき地域の将来像を踏まえて御議論いただいているわけです。我々はそれを踏まえて基本構想、基本設計をしていくわけで、そのタイミングでも随時いろいろとお示しをしながら進めてきております。

お考えだけを聞いて、あとはこちらで好き勝

手やりますというようなことは今までも決してしてきたことはございませんし、また、それはするべきではないと考えております。使い勝手のいいものにしてくれ、もうちょっと面積を広くしてくれという意見は、どうしても当然出てくるのですが、議決をいただいた予算の債務負担行為の中で、難しいものは難しい、これはなかなかできないということは正直にお伝えしながら、市民の皆様にも理解していただく努力をしてきました。今回の大沢野地域の複合施設においても、部屋数が足りないのではないか、ホールの座席を可動式にしてほしいという意見も後から出てまいりました。

限られた予算の中でできる範囲のことをさせていただいたところでもありますので、おっしゃる趣旨はしっかりと承って、また今後進めるに当たっても十分配慮してまいりたいと考えております。

尾上委員

別に私はいい、悪いということをお願いいわけでもないですし、行政にさせていただいたことは我々の思いを十分酌んでいただいております。非常にありがたかったと思っています。

ただ、ワークショップの中身を現に見てきた

私としては、何となく夢は膨らむような形のワークショップだったなど。

確かに言われるように、部屋数が幾つです、こうなります、ああなりますと細かいところまで決めるワークショップはなく、仕方のない部分も若干あると思います。しかし、ワークショップに参加している市民も、そこまでいったら難しいのではないかということを知りながら取り組むほうが、もっと現実的なものになるのではないかという思いがあったものですから、ちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、これからは、もう少し市民の思いと出来上がったものがマッチするような方法があれば、それで進めていただければいいのかなと思っています。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午後 2時38分 休憩

~~~~~

午後 3時20分 再開

委員長 総務文教委員会防災危機管理部所管分に入ります。
まず、
富山市国民保護計画の修正について、
当局から報告を求めます。

防災危機管理課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、防災危機管理部所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会防災危機管理部所管分を終了いたします。

午後 3時24分 休憩

~~~~~

午後 3時32分 再開

委員長 総務文教委員会教育委員会所管分に入ります。  
初めに、当委員会に付託されました  
令和5年分陳情第3号 富山市立小・中学校  
教諭の過酷な超過勤務是正に関する陳情  
の審査を行います。  
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。  
なお、陳情人より、陳情文書表中の陳情の趣  
旨の1行目にある「1年半」は「2年半」に  
訂正してほしい旨の申出がありましたので、  
あらかじめ御承知おき願います。  
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 それでは、参考人として、陳情人である松永  
定夫さんをお呼びしておりますので、しばら  
くお待ちください。

〔参考人入室〕

委員長 本日は、御多忙のところ、当委員会の求めに  
応じて御出席いただき、ありがとうございます。  
この後、参考人より陳情の趣旨等をお聞きし、  
その後、委員から参考人に質問し、それに答

えていただくという形で意見聴取を行いますので、よろしくお願いします。

なお、参考人に申し上げますが、参考人から委員に対して質問をすることはできませんので、御了承願います。

また、委員各位に申し上げますが、詰問的な内容や追及的な口調での質問はしないようお願いいたします。

それでは、参考人から御意見をお聞かせください。

松永参考人 先ほどは間違っていた「1年半」を「2年半」に訂正していただきましたところ、同じ内容になってしまったものですから、議長さんの名前も2か所使わせていただくような状況になりました。

前回の議事録をもう一度確認しましたところ、採択があろうがなかろうが、本来、これは相当注目すべき内容であったと私は理解していたのですが、この超過勤務だけを取ってもどんどん悪化の一途をたどっているのではないかと考えました。

この中を見ると、1つには、持ち帰りといいますか、超過勤務の上に、また仕事を持って帰ってみえる学校が見つかったということも、ちょっとびっくりしたことだったと思います。

そのほかに、小学校に訪れたところ、教育委員会の指示で資料も受け取らない、対応もしない、それをむしろ教育委員会としての見解は精査して、私に対して対応を検討するということが、赤星委員への答弁になっているわけですよ。それは全くそんなことは一後からそれがよかった、悪かったという評価もありませんし、同じようなことが南部中学校でも昨年の12月末頃に起きております。

200時間を超えるというのはギネスブックぐらいの—100時間はおろか、その倍以上超過勤務をされていまして、しかも、本来土日の休日があるのですけれども、10日間全部出勤されていると。これ以上の苛酷なことはあるのかと思うほどに、相当私は疑問だったものですから、朝だったのですけれども、前もって伺いたいというメール案内もしていたのですが、全く取り合わず、すぐ退去せよということでした。

やっぱり隠蔽体質が—このデータも、教育委員会が各学校から集計されたデータをいまだに返さないというか、そういう返さないということは前回も私からの指摘事項だったのですけれども—それをもって私はあんまりだろうということで、80時間以上の先生方に—一遍に1,000人というわけではないので

すが、200人程度で四、五回メールしたのだと思うのですけれども一個別で先生方にメールアドレスを基にそのデータを送っていたわけなのです。残念ながら、一昨年からのメールアドレスの公開をしないという処分に遭いまして、それ以後、先生方には一切通知はしていないということを行っております。私が一番感じたのは、今回そのようなことを踏まえまして一重複するようなことが入っているのですけれども一5件の内容のことをぜひ御検討いただきたいと提示させていただきました。

ちょっと時間もあまりないようですから、最後に付け加えさせていただければ。ある議員さんから大変お叱りの、「私は非常に憤慨しています」と、ものすごく私の評価を下げている議員のこともこの中には入っております。ですから、そうであれば、私に別に対抗してもらわなくてもいいのですけれども、それなりの調査や改善に向けての対応があってもよいのではないかと、逆に、私のほうが憤慨するというような感じもしております。

あまり行政のことについて一議会が本来チェックする基本の、もっと私は先へ行きまして、この5件については、富山地裁への提訴、その中の2件は刑事告発ですかね。そのような

流れももうつくってしまっているのです。

ですから、こちらでは後づけで、議会の開催がなかったものですから、先走ったことを実はしております。

ですから、今日のお話の中では、具体的にどの事案が告発だとか、そういうことは発言できない部分があるかなと私は自重しながら、実際のことだけを皆さんにお伝えし、今後の改善方向に向かってできるだけ早く動いていただいて、できたらこのツールは、また次回の会議にも結びつけたいと思っております。そんなことで、次の会議にできるだけこのようなことを改善していただく方向に向かっていただきたいなと思って、今日お話しさせていただきました。

本日は、皆さんも年度末の会議で、ちょっと私も疲れぎみなのですけれども、私が出席できる機会をいただきましたことを本当にありがたく思っています。ありがとうございました。

委員長

ただいまお伺いした御意見について、何か質問等はありませんか。

高田委員

今、お言葉の中で裁判のことにちょっと言及されたと思うのですが、それはもう裁判所で

受理されているということですか。

松永参考人　もう既に結審のものもありますし、控訴に今現在2件ばかり入っておりますので、係属というのが大体です。

ただ、一番最初の非開示決定は確定させてもらって、私が負けております。ですから、新しく公開されるべき先生方のメールがないということで、それではもう全部の先生に送ることはない。嫌がられているわけですからね。しかもそれは、秘密めいたことにしても、業務に支障を来すと。そういうことで裁判所は、いや、駄目だろうと、業務に支障を来すことはよくないだろうということなのですけども。私としては、隠していることが果たして業務なのかという思いがありまして、私は先生方に大丈夫ですかという言葉で、そのメールアドレスをもって出したわけなのでよね。だから、それがちょっと私としては納得いかないところかなと思っています。

むしろ、もし不適切なメールが届くようであれば、今現在であればフィルターもありますし、ブロックもできるわけですよね。そういうことをなしに、一方的に私だけ差別するのかよく分かりませんが、これは業務に支障を来すことだと。もうそんなことで、行

政の一番強いところを出して、裁判所は認めたのではないかなと私も理解しております。

高田委員 今その裁判に入っているという事実は初めて聞かせてもらったことなので、事務局に確認なのですが、その件に関して審査するということは適切なのでしょうか。

事務局 陳情の審査につきまして、取扱要領の中で、係争中のものについては、審査に適しているのかどうかということの判断の1つにはなってくるのですが、今回につきましては、事前に法務指導監等にも相談させていただいて、審査になじむということで、この陳情を付託しております。

赤星委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、陳情文書表中、陳情要旨の項目2の(1)の中に、令和3年度及び令和4年度11月分に至る累計表は、いずれも公文書公開閲覧で入手されたということでございます、これは小・中学校の先生方の全てのデータを請求されたのですか。

松永参考人 もともとのデータというのは、先生方お一人お一人の時間を記録したものをもって各小・

中学校さんから教育委員会に提出されて、その中で教育委員会さんが集計された表が作成されていると。それを私は閲覧できるのですけれども、その集計の基になった各学校には配付されていないと。これは前回と同様です。

赤星委員      そうすると、先生方お一人お一人から直接教育委員会へ提出されて、集計されたものがあるって、学校はその学校内の状況をきちんとつかんでいないということなのではないでしょうか。

松永参考人    一人一人のデータは私の閲覧では見られるのですけれども、それがおのおのの先生方から教育委員会に行ったものなのか、あるいは学校を通して行ったものなのかは、私は知りません。

委員長      ほかにないようですので、以上で参考人に対する質問を終わります。  
本日は、お忙しい中、参考人として当委員会に御出席いただき、ありがとうございました。それでは、参考人の方は御退席ください。

〔参考人退室〕

委員長      それでは、教育委員会から御意見を伺いたい

と思いますので、しばらくお待ちください。

〔教育委員会入室〕

委員長            それでは、本陳情について教育委員会の見解を求めます。

教育委員会事務局長    それでは御説明申し上げます。  
まず、陳情内容の見解に先立ち、これまで行っている取組を申し上げますと、市教育委員会では、これまでも市立小・中学校における教員の時間外在校等時間の縮減に向け、1つに、校務支援システムの導入による事務の簡素化、2つに、勤務時間外の電話対応に代わる自動音声ガイダンスの導入、3つに、部活動指導員やスポーツエキスパートなどの外部人材の配置などの取組を行っております。また、毎年、定例校園長会において、時間外在校時間の各月平均の推移グラフや、時間外在校等時間が45時間以上の教員の割合を示した資料を配付し、校長が全市的な傾向と所属校の実態とを比較することで、適正な業務管理の重要性を再認識し、各学校における業務改善への意識が喚起されるよう取り組んできております。  
さらに、時間外在校等時間が多い学校や、長

い傾向にある教員が在籍する学校に対しては、是正に向けた取組を行うよう校長に対して個別に指導してきております。

これらを受け、各学校においては時間外在校等時間の縮減に向け、学校行事の精選や校時表の見直し、リフレッシュデーの定着等の様々な取組を進めるほか、長時間の超過勤務が続いている教員に対しては、その原因を把握するために校長が面談を行い、業務の取り組み方についての助言をしたり、必要に応じて校務分掌を見直すなどして、負担軽減に努めております。

こうした取組により、令和元年度と令和4年度の上半期分を比較した場合、教員の時間外在校等時間は、小学校平均で14時間24分、中学校平均で16時間11分の縮減が図られており、今後も一層の縮減に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、県教育委員会や県内市町村の教育委員会と連携するとともに、中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、引き続き国に対して、業務の増加に対応した教職員の増員を強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、このたびの陳情文書表中、陳情要旨の項目2の各項目に関する見解を述べます。

まず（１）についてでございますが、市教育委員会では、先ほど申し上げましたとおり、時間外在校等時間の全市的な傾向を校長に配付しております。

さらに今後は、コミュニティ・スクールの機能を活用し、保護者や地域住民にも公表していくよう、学校に求めていくこととしております。

また、陳情人は以前に、情報公開請求により取得した多数の教員の個人メールアドレスに対しメールを送信し、予期せぬメールが送られてきた教員はその対応に苦慮し、大きな負担となりました。

こうしたことから、今後も同様のメールが送信されてきた場合、さきと同様に教員が強い不安を感じ、自身の時間外在校等時間を過少に報告することも十分に予測されたため、富山市情報公開審査会の答申をいただいた上で、以後の情報公開請求に対し、メールアドレスの非公開の決定を行いました。

なお、本市は陳情要旨に記載のある民事裁判で同様の主張をさせていただき、市教育委員会の行った非公開決定は適法であるとの判断が示されております。

続いて、（２）についてでございます。

市教育委員会では、平成３０年８月に学校に

対し、来訪者の対応に関する通知を発出しております。

これを受け、各学校においては、学校が面談を必要と認める方以外は立ち入らせないことを原則として、来訪者の対応に当たっております。

職員の超過勤務の問題については、校長の指導・監督の下に対処しているため、学校ではその内容について、部外者に位置づけられる陳情人に知らせる必要はなく、面談を要しないとの判断をしたものであります。

続いて、（３）についてでございます。

北部中学校の事案と教員の苛酷な超過勤務との因果関係につきましては、不明であります。いずれにいたしましても、教員が心身ともに健康な状態で児童・生徒の状況を把握したり、児童・生徒からの相談にしっかりと対応していくことが大切であり、教員の健康保持について管理職による適切な支援が行われるよう、引き続き指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

続いて、（４）についてでございます。

市教育センターにおいて実施している教育相談は、児童・生徒や保護者、教員を対象に、不登校や適応障害、いじめなど、学校などにおける個別の悩みや心配事に関するものを扱

っており、陳情人が相談事とした教員の超過勤務の是正につきましては、当センターが扱うべき教育相談には当たらないものと判断し、対応したものであります。

最後に、（５）でございます。

以前にも陳情人が学校へ架電され、PTA会長を紹介してほしいと要望された際に、教頭がその義務がないと判断し、対応したという経緯があります。

その後、同様の内容のメールが学校宛てに届いたため、校長が改めて要望に応じられない旨の返信をしたものであります。

以上が私どもの見解でございます。

委員長

それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑はありますか。

赤星委員

今、陳情に対する見解の前におっしゃった部分ですけれども、いろいろな取組をされた結果、時間外在校等時間が小学校で平均14時間24分、中学校で平均16時間11分の短縮となったとのことですが、この結果、平均超過勤務時間はどうなったのでしょうか。

学校教育課長

今ここに正確な数値の資料はないのですが、

小学校、中学校で45時間を少し上回る数値となっております。

赤星委員           あくまで平均だと思っておりますけれども、この陳情の中にあるように、超過勤務が月80時間以上だった教員の方というのは、どれぐらいいらっしやったのか分かりますか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)   今、人数に関するデータは持ち合わせてございません。また改めて御報告させていただきます。申し訳ありません。

赤星委員           陳情人は、2年半前に陳情を提出したときから、さらに苛酷な超過勤務状態は混迷を深めていると趣旨の中で記述されているのですけれども、このことについてはどうなのでしょう。事実として、さらに苛酷な超過勤務状態が続いているのでしょうか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)   冒頭に教育委員会事務局次長から御説明させていただきましたとおり、校務支援システムの導入、時間外に電話がかかってきた場合の自動ガイダンスの導入、それから部活動指導員やスポーツエキスパートの外部人材の配置によりまして、教員の負担は確実に軽減されてきておりまして、先ほど具体的な数字を申し

上げることはできませんでしたが、時間外在校等時間は減ってきているという現状がございます。

この陳情にございました教員につきましては、様々な成績処理や学年分掌などが負担であったと、指導の中で分かってきております。

赤星委員 この(2)にあります、南部中学校の月200時間を超える教員の時間外長時間勤務状態というのは、事実でしょうか。

教育委員会事務局次長 事実です。  
(学校教育担当)

赤星委員 その先生の超過勤務につきましては、200時間というのが常態化していて毎月なのか、それとも、ある月だけ長かったのか、ほかの月についてどれくらい超過勤務があったのかは把握しておられますか。

教育委員会事務局次長 把握しております。200時間超えの月は一月だけでした。  
(学校教育担当)

赤星委員 そのほかの月についてはどのような状態ですか。

教育委員会事務局次長 100時間超えの状態が続いたことはありません。  
(学校教育担当)

赤星委員 この先生に対しましては、先ほど教育委員会事務局長がおっしゃったような個別の面談で、働き方のアドバイスや改善の指導がされたのでしょうか。

教育委員会事務局次長 当該学校の校長や教育委員会から行っております。  
(学校教育担当)

赤星委員 その結果、改善はされましたか。

教育委員会事務局次長 改善傾向に向かっているものと捉えております。  
(学校教育担当)

赤星委員 先ほど、負担になっているものは様々な成績処理や学年分掌だとおっしゃいましたけれども、もし分かれば、この先生に関しましては、どのような業務がこれだけの超過勤務をする要因になったのでしょうか。

教育委員会事務局次長 具体的にどの業務で何時間オーバーしたのかというところまでの詳細は捉えておりません。総枠としての時間ということで報告を受けております。

村石委員 先ほど平均では月45時間を少し上回る程度だとおっしゃいましたが、教頭先生がほとんど100時間超えの月が多いということも私は聞いているのですけれども、そのような傾向はあるのでしょうか。

学校教育課長 この業務改善等に取り組み始めましてから、月80時間を超える教頭は縮減傾向にあります。

村石委員 縮減傾向にあるものの、80時間はやはり多いと思います。もう1点は、学校の先生に聞くと、自宅に持ち帰ってテストの採点などを行っている。やはり受け持っている子どもの数が35人などとなると、20人ぐらい採点したら大分疲れてきて、自宅でも仕事をしているというようなことを聞いたことがあります。

そのように自宅に持ち帰って仕事をしている時間は把握されているのでしょうか。

学校教育課長 富山市で把握しております時間外勤務時間では、持ち帰りで業務をしている時間も報告を上げるようにしております。

村石委員 この45時間の中には、自宅での仕事も含ま

れているということですが、その大体の内訳はわかりますか。これくらいは学校で、これくらいは自宅というような傾向は分かるのでしょうか。

学校教育課長 今ほど委員がおっしゃいました、45時間の中に自宅での勤務が入っているのかというお話ですが、それは入っておりません。時間外在校等時間ですので、学校での業務の時間をカウントしたものです。平均で45時間を超えないようにと定めて報告を上げていただいております。

自宅に持ち帰っている業務の時間は、個別に報告が上がるようになっておりますが、現在資料を持っておりませんので、正確な数値はここで話しすることはできません。

村石委員 今ほど資料を持ち合わせていないので答えられないということなので、後ほど資料を頂きたいのですけれども、よろしいですか。

学校教育課長 後ほどお持ちいたします。

赤星委員 先ほど、平均では45時間を少し上回る状態とおっしゃいましたけれども、やっぱり80時間を超える方もいらっしゃるかと。

全体で何人いる中で、例えば80時間以上が何人かなど、時間ごとに人数や割合は分かりますでしょうか。

学校教育課長 80時間を超える教員については学校ごとにこちらで把握しておりますので、学校ごとの80時間超えの割合は示すことができますが、時間ごとというところ……。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) 校園長会等でお示した数値ですが、小学校、中学校に分けて、45時間以上の教員の割合、80時間以上を超える教員の割合、それから100時間以上を超える教員の割合という形の示し方をしております。

赤星委員 それで全体で何%ずつかということは分かりますか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) 令和3年度をトータルした数値ということでしょうか。  
年間をトータルした割合は出しておりませんが、月ごとの割合は示しております。

赤橋委員 割合が知りたいのですけれども。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) 校 園 長 会 で 発 表 し ま し た も の に つ き ま し て は、  
令 和 3 年 度 に お け る 時 間 外 在 校 等 時 間 の 統 計  
で ご ざ い ま し て、令 和 3 年 度 の こ の 月 と い う  
こ と で 示 し て い る も の で す か ら、限 定 し て 答  
え ら れ な い と い う 状 況 が あ り ま す。  
つ ま り 年 の 平 均 の 資 料 に は な っ て い な い と い  
う こ と で す。

赤 星 委 員 後 で 頂 け ま す か。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当) 校 園 長 会 で 公 開 し て い る も の で す の で、ま た  
提 供 さ せ て い た だ き ま す。

松 尾 委 員 最 初 に 教 育 委 員 会 事 務 局 長 が お っ し ゃ っ た よ  
う に、教 員 の 超 過 勤 務 や 多 忙 化 を 防 止 す る た  
め に 様 々 な 取 組 を さ れ て い る と い う こ と は 理  
解 し て い ま す し、努 力 し て い ら っ し ゃ る と い  
う こ と も 分 か っ て は い る の で す け れ ど も、そ  
れ で も そ れ だ け の 超 過 勤 務 が 起 き て い る と。  
そ の 原 因 は 成 績 書 類 の 作 成 な ど と 先 ほ ど お っ  
し ゃ い ま し た け れ ど も、た だ、詳 細 を 把 握 し  
て い な い と い う こ と で し た。要 は、超 過 勤 務  
を し て い る 方 に、ど の よ う な 原 因 で そ れ だ け  
の 超 過 勤 務 が 起 き て い る の か 一 教 育 委 員 会 事  
務 局 長 が 言 わ れ た と お り、教 育 委 員 会 と し て  
も、様 々 な 対 策 を 打 っ て、そ れ で も 超 過 勤 務

が起きていると。その原因の詳細は、しっかりと調査をして一公表する必要はないのかもしれないですけども一こちら側としては教えてほしいです。調査をしていないということがちょっと不思議だと思ったものですから、そこにメスを入れるというか、対応していく必要があるのだらうと思いますので、そこら辺の見解を聞かせていただけますか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)

このたび200時間と極端に超過勤務が発生してしまいました教員の実態把握については、指導と併せて行いましたが、どういったことが原因になっているのかという市全体としての傾向につきましても、調査が必要であると思っておりますので、また検討してまいりたいと考えております。

赤星委員

私は、陳情文書表中陳情要旨の項目2の(1)から(5)については賛同できないところもあるのですが、これまでいろいろな改善を図ってこられましたけれども、苛酷な超過勤務状態が続いているということは、今のやり取りの中でも一定程度理解できましたので、陳情者の思いやその趣旨は採択してもいいのではないかと思います。

一層の改善の取組や、全体の把握、先ほど松

尾委員もおっしゃいましたけれども、200時間という超苛酷な超過勤務をしている教員がどのような業務でそうなったのかなどの調査も必要ですし、引き続き詳細な把握と改善に取り組んでいただくという意味で、趣旨採択という方法もあるのではないかと思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き審査を続けます。

これより、令和5年分陳情第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

これをもって、討論を終結いたします。

これより、令和5年分陳情第3号を挙手により採決いたします。

本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

午後 4時14分 休憩

~~~~~

午後 5時22分 再開

委員長

それでは、総務文教委員会を再開いたします。
これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第25号 富山市猪谷関所館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第26号 富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定の件、

議案第27号 富山市科学博物館条例等の一部を改正する条例制定の件、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

大沢野教育行政
センター所長

〔議案第25号について、
議案概要書により説明〕

学校教育課長 〔議案第26号について、
議案概要書により説明〕

生涯学習課長 〔議案第27号について、
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 議案概要書7ページの6番、富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定の件についてです。

平成25年に公布されたいじめ防止対策推進法の第14条第1項に、地方公共団体は一中略しまして一条例の定めるところにより一また中略しまして一いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」とあるのですけれども、現在まで条例がつくられていなかった理由は何でしょうか。

学校教育課長 富山市教育委員会では、これまでもいじめ防止対策推進法の趣旨に基づいて、富山市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止等に取り組んでまいりました。

平成25年文部科学大臣決定のいじめの防止等のための基本的な方針では、いじめ問題対

策連絡協議会は、条例を設置根拠としない会議体であっても、法の趣旨を踏まえた会議を設けることは可能であると示されておりまして、富山市教育委員会では、条例を制定せず、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づいて設置することと判断し、対応してまいったものです。

こうした中、昨年11月に北部中学校での事案が発生いたしまして、そのことを契機として、いじめの防止等に向けた市としての姿勢をより明確に示すため、今定例会において条例案を提出することといたしました。

赤星委員 本当に痛ましいことが起きてしまって、本当に悲しいのですけれども、条例化する前に設置されてきた富山市いじめ問題対策連絡協議会は、どのくらい稼働していたのでしょうか。

学校教育課長 富山市いじめ問題対策連絡協議会は、平成25年の発足当初から、年1回定期的に行ってきておりました。

富山市いじめ問題対策連絡協議会においては、事例の情報共有等を行って、関係機関との連携強化に努めてまいった会議であります。

その他、委員御指摘のいじめの事案に対する対応に関しましては、各学校で設置している

組織や教育委員会等で設置してきた組織において、報告を受けた場合は調査を行って対応してまいりました。

赤星委員 年1回の定期的な会議だけだったということですね。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

赤星委員 議案概要書7ページの(1)が富山市いじめ問題対策連絡協議会、議案概要書8ページの(2)が富山市教育委員会いじめ問題対策委員会、(3)が、市長の諮問に応じて調査審議を行う、富山市いじめ問題再調査委員会となっております。
現在、北部中学校の事案を調査されている調査機関は、この条例ではどれに当たるのでしょうか。

学校教育課長 北部中学校の事案に関しましては、条例に基づいた調査としてはまだ行ってはおりません。

赤星委員 今定例会で条例を可決した場合、令和5年4月1日からは条例に基づく各組織となりますよね。その中で現在の調査委員会はどう位置づけられるのでしょうか。

学校教育課長 現在の北部中学校の事案に関する調査組織に
関しましては、いじめ防止対策推進法の趣旨
に基づいて従来から設置している富山市いじ
め問題対策連絡協議会の中の、教育委員会
の中の組織において、今後も調査を進めていく
ことになっております。

赤星委員 今年4月以降はどうなるのですか。

学校教育課長 北部中学校の事案に関しましては、今年4月
以降も今現在の体制で調査を進めてまいりま
す。

赤星委員 では、今後この条例に基づく組織とは別組織
としていくということですか。
例えば、富山市教育委員会いじめ問題対策委
員会の臨時委員のような位置づけにはならな
いのですか。

学校教育課長 発足が今年度になっておりますので、このま
ま継続したいと考えております。

赤星委員 富山市いじめ問題対策連絡協議会、富山市教
育委員会いじめ問題対策委員会、富山市いじ
め問題再調査委員会の委員の定数は、それぞ
れ15人以内、10人以内、10人以内とな

っております。これは、それぞれ全く違う方を充てるということによろしいのでしょうか。

学校教育課長 新たに職能団体等から推薦を上げていただき、各組織等で選んでまいりますので、全く別の方の場合もありますし、重なる方もいらっしゃいます。

赤星委員 少なくとも、富山市いじめ問題対策連絡協議会と富山市教育委員会いじめ問題対策委員会で委員が重なる場合はあってもしょうがないかなとは思いますが、同じ人が委員になっていたら再調査などできないと思います。かぶる場合もあるのですか。

学校教育課長 富山市いじめ問題対策連絡協議会は調査をする組織ではなく、富山市教育委員会いじめ問題対策委員会が調査を行う組織となります。そして、市長の諮問に依じて組織立てる富山市いじめ問題再調査委員会の委員は、富山市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員と異なると考えております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第25号から議案第27号ま

で、以上3件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第25号から議案第27号まで、以上3件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。
以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終
了いたします。

次に、

大山歴史民俗資料館の冬季休館について
当局の報告を求めます。

大山教育行政
センター所長

〔委員会資料により説明〕

委員長

ただいまの説明について、何か質問はありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、教育委員会所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 小・中学校で1人1台配布されているタブレット端末について、GoogleのChromebookがよく壊れると聞いたのです。壊れたから替えてほしいと言っても、予算が底をついているから、少しぐらい壊れても使ってほしいと言われていると聞いたのですけれども、その状況について把握されていますか。

教育センター所長 よく壊れるのかどうかについては、富山市での故障率等を全国の自治体が出している数値と比較等していきまして、富山市のものが特別よく壊れるということや、富山市の児童・生徒の使い方が原因でよく壊れるということは認識しておりません。
修理については、やはりかなり高額になるため、予算が底をついたためといえますか、軽微なものについては少し我慢して使っていたくなど一例えばディスプレイを直すのに本体価格とほぼ同額の修理費がかかるという実

情になっておりますので一そのあたりは最初と全く同じような状況でというわけにはなかなかいきません。これで導入から丸2年たちますので、そういった我慢していただく部分が少しずつ出ているということは認識しております。

赤星委員 現在2年目ということですが、これは何年間使う想定で導入されていますか。

教育センター所長 5年の使用を予定して導入しております。

赤星委員 このGoogleのChromebookというものは、ほかのパソコンやAppleのタブレットなどとはOSが全然違って、使用に当たって最初は大変戸惑ったと聞いているのですけれども、次の更新のときには機種を変えることもあり得るのでしょうか。

教育センター所長 もちろん更新の際にはそのようなところも考慮いたしますが、そこで機種が変わってしまいますと、今使っている子どもたちの負担等もあります。ただ、現在は子どもたちも使用にかなり慣れてまいりまして、先生たち並びに児童・生徒の活用率も上がってきており、当初に比べると随分快適に使えるようになって

たという意見を聞いております。

また、Chromebookの全国シェアも非常に高く、故障率についても他の機種に比べて高いという報告は受けておりませんので、必ず使うのかどうかということは今お答えできませんが、そういったことも考慮して検討していきたいと考えております。

赤星委員

ジャストスマイルやスマイルネクストというソフトが無料で提供されていて、小学校1年生から中学3年生までを対象にタブレットに入っていると。それで、企業が学習ログを回収しているとお聞きしました。

このソフトが非常に使いにくく、全く使いものにならないと聞いたのです。文字入力も音声入力も未完成だし、ちょっと違った書き順で書いてもオーケーになるなど、未完成のものが使われているのではないかという御意見も聞いたのですけれども、これについてはどうなのでしょう。

教育センター所長

委員御指摘のジャストスマイルとスマイルネクストにつきましては、教育委員会で導入しているものではなく、各学校が保護者負担で導入しているものになります。

その際には各学校で検討を重ねて導入してい

るものと考えており、市で一括して購入したり無料で配布したりしているものではなく、私の認識では、その2社とも有料でインストールしているものと心得ております。

赤星委員 本会議でも質問いたしました学校給食に使われているニュージーランド産脱脂粉乳ですけれども、牛乳に替えると3,800リットル分になるということで、それぞれ価格にしますと幾ら違うのか、教えていただけますか。

学校保健課長 脱脂粉乳ですと約90万円で、牛乳に換算すると約110万円ちょっとかかると想定しております。

赤星委員 差は20万円ですよ。だから、県産牛乳に変えましょう。サミット給食の600万円を負担するのでしょうか。20万円の差額分を出せないはずがないと思うのです。やはり畜産農家への支援も必要ですし、地元で取れた新鮮な牛乳を使ってほしいと。検討してください。どうですか。

学校保健課長 一般質問でも教育委員会事務局長から答弁しましたけれども、価格もありますが、脱脂粉乳については牛乳に比べて栄養面も高い点が

幾つもございます。検討はしていこうと思いますが、今の段階で全て振り替えるということまでは申し上げられません。

赤星委員

クリームシチューなどに年間6回—1学期に2回使っているそうで、そのほかに牛乳をシチューに使うのは9回とお聞きしました。だから、牛乳でできるのですよね。栄養士さんがほかで調整すれば、栄養面は大丈夫だとお聞きしていますので、今後の検討に期待しております。

学校給食の食器について、以前から指摘をしておりましたが、富山市が使っている食器のシリーズは、以前調べましたところ、県内でも一番安価なものでした。

調理を民間事業者に委託したときにアンケートを取ったところ、古くなったものは傷がついて、そこに汚れが入って取れなくなるということをお聞きしまして、ある小学校を訪れたとき、実際に使い込んだ食器をもらってきました。縁がぎざぎざで、すごく危険なものでした。廃棄するから持って行っていいと言われたのですけれども、G7教育大臣会合も開催しようという富山市が、県内で一番安いもので、ほかではもう使っていないようなポリプロピレン製の、手が透けて見えるような

薄いクリーム色の御飯茶わんを使っているのです。映画の刑務所のシーンで出てくるものと同じシリーズだと思っております。

今後新しいものに順次買い替えていくと思いますが、子どもにできる最善の給食提供について、食器も含めて改善してほしいと思うのですが、どうでしょうか。

学校保健課長 予算の関係もございますので、また検討はしてまいりたいと思います。

赤星委員 検討してください。

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 5時50分 休憩

~~~~~

午後 6時36分 再開

委員長 これより、総務文教委員会財務部及び出納課所管分に入ります。  
まず、当委員会に付託されました  
令和5年分陳情第4号 富山市役所前バス乗降者の危険放置に係る陳情

を議題といたします。

陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。

事務局に陳情文を朗読させます。

事務局           〔陳情文を朗読〕

委員長           次に、本陳情について、当局の見解を求めます。

管財課長       今回の陳情につきまして、管財課より御説明いたします。

本庁舎一般駐車場の今回の混雑及び周辺道路の渋滞につきましては、マイナンバーカードの手續が要因の1つであると認識しております。

マイナポイント申込みの対象となるマイナンバーカードの申請期限につきましては、令和5年2月末に延長となる前は令和4年12月末であったため、令和4年12月に入りますとマイナンバーカードの手續に来庁される方が増加し、一般駐車場が混雑し、周辺道路も渋滞となり、令和4年12月中旬頃に富山中央警察署から本市に渋滞解消の対応依頼がございました。

管財課といたしましては、令和4年12月1

9日以降の特に混雑が予想される日に、一般駐車場内に誘導員4名を配置し、駐車場の出入庫をスムーズにすることで、渋滞が緩和されるよう努めてきたところであり、現在も継続しているところでございます。

地下駐車場には一部の公用車も駐車しておりましたが、少しでも来庁者の駐車台数が増やせるよう、令和4年12月21日に管財課所管の公用車を旧八人町小学校の敷地内に移動したところでございます。

しかしながら、申請期限が令和5年2月末に延長となり、期限が迫った令和5年2月20日頃からは周辺道路の渋滞状況がさらにひどくなり、市役所前のバス停の前にも車が連なったことから、管財課では令和5年2月27日に市のホームページにおいて、駐車場が混雑しているため、来庁の際はできる限り公共交通機関を御利用くださいますようお願いしたところでございます。

現在はマイナポイント申込みの対象となるマイナンバーカードの申請期限が過ぎたことから、一般駐車場の混雑状況は少し落ち着きつつありますが、今後も申請したマイナンバーカードの受け取りや、マイナポイントの申込手続に加え、年度の切り替わりに伴う転入・転出の手続、富山県議会議員選挙の期日前投

票に多くの方が来庁されることが予想されます。管財課としましては、引き続きホームページで公共交通機関の利用の呼びかけを行い、周辺道路の渋滞の対応につきましては、道路交通法の関係もあることから、富山中央警察署と協議しつつ対応してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

委員長            それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

高田委員            今回のこの事象につきましては、先ほど管財課長から説明があったように、マイナンバーカードの登録という国の大きな政策に関して、富山市としてもその対応に当たっていたところ、今年2月までが申請期限であったために、手続をされる方が本当に多く殺到されたということだと思っています。

その対応につきましては、当局は駐車場の整理等をされており、何ら不備はなかったものと思っております。

ただ、道路上の混雑におきましては、やはり一義的には道路を管理する警察等が関わるものだと思っております。今後このような事

象が起こる可能性も先ほど説明されたと思いますが、それにつきましては、しっかり警察と一緒に対応されていくということも申し述べておられますので、本陳情は不採択にすべきものと考えます。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き審査を続けます。

これより、令和5年分陳情第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、令和5年分陳情第4号を挙手により採決いたします。

本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。

よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。

次に、

富山市市税条例の一部改正（案）について、  
富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正（案）について、

富山市高度利用地区における固定資産税の不  
均一課税に関する条例の一部改正（案）につ  
いて、

以上3件を一括して、順次、当局から報告を  
求めます。

納税課長

〔富山市市税条例の一部改正（案）について、  
委員会資料により説明〕

資産税課長

〔富山市地域経済牽引事業の促進のための固  
定資産税の課税免除に関する条例の一部改正  
（案）について、

富山市高度利用地区における固定資産税の不  
均一課税に関する条例の一部改正（案）につ  
いて、

委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

赤星委員 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正（案）についてお伺いします。この対象となる再開発ビルはどれでしょうか。

資産税課長 本件は不均一課税の期間を延長するものですが、この期間の延長で該当する建築物は今のところございません。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、財務部及び出納課所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会財務部及び出納課所管分を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一

任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和5年3月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和5年3月定例会  
総務文教委員会記録署名

委員長 松井邦人

署名委員 高田重信

署名委員 赤星ゆかり